宮城大学の法人化基本方針(案)

(項目4~9,法人の概要図)

(1)設立

公立大学法人の設立団体は,宮城県(以下「県」という。)とする。

公立大学法人の設立時期は,平成21年4月を目標とする。

公立大学法人の設立に向け,県は,県議会における法人の定款や関係条例等の議決を経ること,総務大臣及び文部科学大臣に対する設立認可申請等,一連の準備を進めていく。

(2)名称

県が設立する公立大学法人の名称は、「公立大学法人宮城大学(仮称)」(以下「法人」という。)とする。

(3)役員

理事長と学長の関係

【案の1】

公立大学法人における理事長と学長との関係については、地方独立行政法人法(以下「法」という。)で、理事長が学長を兼ねること(一体型)を原則としているが、定款で定めるところにより、学長を理事長と別に置くこと(分離型)ができることになっており、法人にとってどの形態が最良かについて、検討を行う。

【案の2(考え方)】

地方独立行政法人法第71条第1項の原則に基づき,理事長は,法人が設置する大学の学長となること(一体型)を前提として,以下の理由を盛り込んだ上で「一体型を基本に検討する」と素案を修正する。

- ・経営と教育研究の一体的な合意形成が必要
- ・経営と教育研究双方の最高責任者として強 いリーダーシップに期待
- 人件費の削減に寄与
- ・迅速な意思決定が必要
- ・大学が1つであり規模が比較的小規模

構成(副理事長の設置)

【案の1】

役員については,法で,理事長,副理事長, 理事及び監事を置くことを原則としているが,副理事長については,学長を理事長と別に置くこと(分離型)を選択した場合は学長が副理事長となる一方,理事長が学長を兼ねること(一体型)を選択した場合は定款で副理事長を置かないことができるため,副理事長を置くかどうかについては,検討を行う。

【案の2(考え方)】

総務,教育,研究,人事及び財務担当理事 を置くことにより,理事会運営等役員機能を 発揮させることとし「原則として副理事長は 置かないこと」を明記する。

人数等

【案の1】

役員の人数,職務及び権限,任期,学外者の参画等についても,検討を行う。

【案の2(考え方)】

上記との関連で「理事5人以内」の理事及び「監事2人以内」を置く旨を明記する。

(4)理事会

法人の適正な執行体制を確立する観点から、「理事会(仮称)」を置く。

構成(副理事長の設置)

【案の1】

理事会(仮称)は,理事長,副理事長(置く場合に限る。)及び理事で構成することとし,監事は理事会(仮称)に出席して意見を述べることができる。

【案の2】

理事会(仮称)は,理事長及び理事で構成することとし,監事は理事会(仮称)に出席して意見を述べることができる。

理事長が,重要事項を決定する場合には原則として理事会(仮称)の議を経ることとし, その審議事項については,検討を行う。

[想定される理事会(仮称)の審議事項]

中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項 中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

予算の編成及び執行並びに決算に関する事項

大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項 学則その他重要な規程の制定又は改廃に関する事項

職員の人事及び評価に関する事項

大学の自己点検評価及び外部評価に関する事項

その他理事会(仮称)が定める重要事項

理事会 (仮称),経営審議機関,教育研究審議機関,教授会それぞれの役割分担や権限については,検討を行う。

(5)経営審議機関

法人の経営に関する重要事項を審議する機関として,「経営審議会(仮称)」を置く。

構成(副理事長の設置)

【案の1】

経営審議会(仮称)は,理事長,副理事長(置く場合に限る。),理事長が指名する理事又は職員及び法人の役職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者等で構成することとし,その委員の人数や任期等については,検討を行う。

【案の2】

経営審議会(仮称)は,理事長,理事長が 指名する理事又は職員及び法人の役職員以外 の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する 者等で構成することとし,その委員の人数や 任期等については,検討を行う。

経営審議会(仮称)の審議事項については,検討を行う。

[想定される経営審議会(仮称)の審議事項]

中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項のうち,法人の 経営に関するもの

中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち,法人の経営に関するもの

予算の編成及び執行並びに決算に関する事項

大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項のうち,法人の経営に関するもの

学則(法人の経営に関する部分に限る。),会計規程,役員に対する報酬や職員の給与及び退職手当(以下「役員報酬や職員給与等」という。)の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

職員の人事及び評価に関する事項(教員については、法人の経営に関する事項に限る。) 組織及び運営の状況に係る自己点検評価及び外部評価に関する事項

その他法人の経営に関する重要事項

(6)教育研究審議機関

大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、「教育研究審議会(仮称)」を置く。

構成(副理事長の設置)

【案の1】

教育研究審議会(仮称)は,学長,副理事長(置く場合に限る。),学長が指名する理事,学部・研究科等の教育研究上の重要な組織の長及び学長が指名する職員等で構成することとし,その委員の人数や任期等については,検討を行う。

【案の2】

教育研究審議会(仮称)は,学長,学長が指名する理事,学部・研究科等の教育研究上の重要な組織の長及び学長が指名する職員等で構成することとし,その委員の人数や任期等については,検討を行う。

教育研究審議会(仮称)の審議事項については,検討を行う。

[想定される教育研究審議会(仮称)の審議事項]

中期目標について知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項(法人の経営に関する事項を除く。)

中期計画など法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項 (法人の経営に関する事項を除く。)

大学・大学院・学部・学科その他重要な組織の設置・変更又は廃止に関する事項(法 人の経営に関する事項を除く。)

学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規程の制定又 は改廃に関する事項

教員の人事及び評価に関する事項

教育課程の編成に関する方針に係る事項

学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言,指導その他の援助に関する事項 学生の入学,卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関 する方針に係る事項

教育及び研究の状況に係る自己点検評価及び外部評価に関する事項 その他大学の教育研究に関する重要事項

(7)教授会

教員の負担を軽減し教育研究活動に専念できる環境を整えるため,教授会の審議事項を 精選することとし,その内容については,検討を行う。

(8)学長選考機関

学長を選考する機関として、「学長選考会議(仮称)」を置く。

学長選考会議(仮称)は,経営審議会(仮称)と教育研究審議会(仮称)から各々同数 選出された者で構成する。

学長の任命(解任)は,学長選考会議(仮称)の選考(申出)に基づき行うが,具体的な選考等の方法,学長選考会議(仮称)における構成員の人数や構成員の選考方法等については,検討を行う。

法人の成立後最初の学長については,定款で定めるところにより任命するが,その定め方については,検討を行う。

(9)事務局組織

事務局組織は,日常の事務を適切に処理することはもちろんのこと,法人の自主・自律的かつ機動的な運営形態を支える専門組織としての性格を有し,さらに,大学運営の企画立案等に参画するということを前提とし,その組織体制について,検討を行う。

(10)教育研究組織

法人化後の効率的な運営に向けて,全学委員会等の教育研究組織体制について,検討を行う。

(11)業務内容等

法人の業務は,大学の設置・管理を行うこと及びこれに附帯する業務のみを行うものであるが,業務の執行に関する必要な事項については,定款及び業務方法書等への記載方法も含め,検討を行う。

[想定される業務内容]

大学を設置し,これを管理すること。

学生に対し,修学,進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 この法人以外の者から委託を受け,又はこれと共同して行う研究の実施その他この法 人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。

公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 大学における教育研究の成果を普及し,及びその活用を促進すること。 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(1)中期目標

中期目標は,法人が一定期間(6年間)において達成すべき業務運営に関する目標であり,知事が,法人の意見に配慮のうえ,県の附属機関として設置する「公立大学法人宮城大学評価委員会(仮称)」(以下「評価委員会」という。)の意見を聴き,議会の議決を経て定める。目標を定めた後は,知事がこれを法人に指示するとともに公表する。また,これを変更しようとするときも,同様とする。

中期目標は、次の点に留意して定める。

大学の基本理念を根本として,地域貢献を明示する等,基本的に全学にわたる内容と する。

重点的に取り組む事項を掲げ,法人の今後進むべき大きな方向性を示す内容とする。 法人が作成する中期計画や年度計画と密接に関連することから,法人の意見に十分配 慮する。

目標が数値化できるもの(例えば,学生の進路決定率や外部資金の獲得額等)については,可能な限り達成時期や達成水準を明示する。

目標が数値化できないものについても,可能な限り具体的かつ分かり易い内容とする。 中期目標は,次に掲げる項目を基本とし,記載項目及び内容について,検討を行う。

[中期目標の基本的な記載項目]

中期目標の期間(6年間)

教育研究や地域貢献等の質の向上に関する事項

業務運営の改善及び効率化に関する事項

財務内容の改善に関する事項

教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

その他業務運営に関する重要事項

(2)中期計画

中期計画は,知事が定めた中期目標に基づき,可能な限り具体性を備えた計画として法人が作成し,知事が評価委員会の意見を聴いて認可する。認可後,法人は当該計画を公表する。また,これを変更しようとするときも,同様とする。

中期計画は,次の点に留意して定める。

中期目標に沿い,全学的な方針に加え,学部や研究科等ごとに取り組む内容を盛り込む。

計画が数値化できるもの(例えば,学生の進路決定率や外部資金の獲得額等)については,可能な限り達成時期や達成水準を明示し,達成状況が把握できるようにする。計画が数値化できないものについても,可能な限り具体的かつ分かり易い内容とする。

中期計画は,次に掲げる項目を基本とし,記載項目及び内容について,検討を行う。

[中期計画の基本的な記載項目]

教育研究や地域貢献等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状

況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額 重要な財産を譲渡し,又は担保に供しようとするときは,その計画 剰余金の使途

県の規則で定める業務運営に関する事項 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置

(3)年度計画

年度計画は,中期計画に基づき,年度ごとに実施すべき計画として法人が作成し,知事に届け出るとともに公表する。また,これを変更したときも,同様とする。

年度計画は,次の点に留意して定める。

中期計画に掲げる内容が, 当該年度で着実かつ効率的に行われるものとする。

計画が数値化できるものについては,可能な限り達成水準を明示し,達成状況が把握できるようにする。

計画が数値化できないものについても,可能な限り具体的かつ分かり易い内容とする。

(4)評価委員会

評価委員会は,法人の業務実績に関する評価等を行うための県の附属機関として,平成20年度に設置する。

評価委員会は,第三者機関として公正かつ厳正な評価を行う必要があることから,外部 有識者で構成する。

なお,この外部有識者には,大学における教育研究の特性に配慮する観点から,大学運営に高い識見を有する者の参画も得る。

評価委員会の委員の人数,任期,選任方法等については,検討を行う。

(5)評価制度

法人化後の自主・自律的な運営を進展させていく上では,大学の自己責任による自己点 検評価が重要であることから,その充実に向けた取組みを進める。

法人は自己点検評価に加え,外部評価として評価委員会による評価と認証評価機関による評価を受け,その評価結果を法人の運営効率の向上や教育研究活動の改善に活用するとともに,次期の中期計画や年度計画の内容に反映させる。

県においても,当該評価結果を次期の中期目標に反映させるとともに,中期目標の期間の終了時には,当該法人の業務を継続させる必要性,組織のあり方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い,その結果に基づき,所要の措置を講ずる。

(1)会計制度

法人化により財務会計制度は,地方自治法や県の財務規則等が適用外となり,複数年度にわたる予算執行が可能となる等,「企業会計原則」や「地方独立行政法人会計基準」に基づいた弾力的な制度に移行する。

制度移行に当たっては,法人の裁量によるところが大きくなる一方,県から資金交付を受ける法人として,その財源の拠出者である県民に対する説明責任を果たす必要があるため,会計規程等の整備や財務諸表を公表する等,その財政状況や運営状況を明らかにする。

法人化後に新たな会計基準が適用されることに伴い,独自の財務会計システムの整備が必要となるが,整備に当たっては,現行システムからの切り替えが円滑に行えるよう配慮するとともに,法人の規模や業務内容に対応し,法人の業務運営状況が適切に把握できるシステムとなるよう,その仕様等について,検討を行う。

(2)財産的基礎

県は、法人の設立団体として、法人が業務を確実に実施するために必要となる基礎的財産を出資する。

当該財産は ,現に大学の用に供している土地建物を基本とするが ,その範囲については , 検討を行う。

なお,法人成立の日の前日までに県が大学の施設整備等の財源に充てた県債について, 法人成立の日までに償還されない分については,法人には承継せず,県が引き続き償還義 務を負う。

(3)運営費交付金等

県は,法人に対して,その業務運営の財源に充てることを目的として,必要な資金(以下「運営費交付金」という。)を交付する。

運営費交付金については,法人の自主・自律的で弾力的な運営の推進に配慮するとともに,中期目標の期間等における評価結果を適切に反映する仕組みとなるような算定ルールについて,検討を行う。

法人化後の施設整備や大規模修繕等については、その必要性や妥当性等を勘案しながら、 出資や資金交付等による財源措置のあり方について、検討を行う。

(4)自主財源

授業料等大学の料金については,法人がその上限を定め,議会の議決を経て県が認可するが,その設定に当たっては,他の国公立大学の動向等を踏まえながら,適切に行う。 また,これを変更しようとするときも,同様とする。

科学研究費補助金をはじめ,受託研究費や奨学寄附金等,外部資金の積極的な獲得に努める。

(5)監査体制

法人の業務運営の適正化及び透明性を確保するため,監事等による内部監査体制を整えるとともに,会計監査人等による外部監査を行う。

(6)資金・資産の管理運用

財務諸表等に基づき的確に収支状況を把握し,資金需要を見極めた上で計画的な資金管理を行う。

資金需要と運営費交付金等の交付時期の関係から借入が必要とされる場合も考えられることから,短期借入金の制度化について,検討を行う。

法人が重要な財産を処分する場合には県の認可が必要となるが,その財産の範囲については,県の条例等も参考にしながら,検討を行う。

取引金融機関の選定については,金融機関の健全性,手数料等コスト面における経済性等を総合的に勘案した上で,慎重に行う。

(1)職員の身分

職員の身分は非公務員とする。

法人に身分を移行する職員の範囲については,法の規定に従い,県の条例で定める。 職員の身分の移行に当たっては,移行する職員に不利益が生じないよう,退職手当の支 給に係る在職期間の通算や就業規則に基づく身分保障等,必要な事項を適切に措置する。

(2)教員の人事・評価

教員については,法人成立の日の前日までに退職する者を除き,法人成立の日において 在職する全員を法人の教員とする。

教員の採用については,中期目標や中期計画等を踏まえた考え方を基本とし,優れた人材を幅広く募集するため公募制を原則とする。

大学の教育研究の活性化を図る観点から,職務及び学部の特性に応じた任期制の適用について,検討を行う。

教員の評価制度については,教育・研究・社会貢献・管理運営の4領域を評価対象とする現行の教員評価システムを活用し,さらに,評価結果を給与等に反映させる仕組みについて,その確立を図る。

教員の研修制度については、教員の資質向上を図るため、現行の制度をさらに充実強化する。

(3)事務職員の人事・評価

法人への業務移行を円滑に行う観点から,法人化後当分の間は,「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」等に基づき,県から法人に対して事務職員の派遣を行う。

なお,法人化後は,職務の特性等を考慮して,法人独自の事務職員の採用を行うこととするが,事務職員全体に占める割合等については,検討を行う。

事務職員の評価制度については,他の公立大学法人等の導入事例を参考としながら,検 討を行う。

事務職員の研修制度については,事務職員の資質向上を図るため,職務の特性を考慮した国及び県等の研修制度の活用や大学事務に関する法人独自の研修制度の導入等について,検討を行う。

(4)報酬・給与

役員報酬や職員給与等については、県職員の給与や他団体の役員報酬、法人の業務実績等を考慮した適正な水準とし、それに合わせた給与体系等について、検討を行う。

役員報酬や職員給与等の支給に当たっては,業績や勤務成績が適切に反映される給与システムについて,検討を行う。

役職や職務の特性を考慮した上で、年俸制の導入の可否について、検討を行う。

(5)服務その他の勤務条件

役職員の服務については、公的な性格を踏まえた適切な業務運営を確保する観点から、 倫理規定や守秘義務等、適正な服務規律を定める。

教員の教育研究成果等を地域社会等に還元することは,社会的要請に合致するものである。また,法人化により職員の身分が非公務員となるメリットを活かし,産学官連携の推進や地域社会等への貢献,学外への積極的な活動を展開するため,兼職兼業の規制緩和を図る。

この規制緩和に当たっては,教育研究など本来業務への支障や利益相反等が生じないよう,適正な基準を定める。

教員の職務の特性を踏まえた多様な勤務形態を可能とするため,裁量労働制やフレックスタイム制の導入の可否について,検討を行う。

(6)福利厚生

職員については,地方公務員等共済組合法や地方公務員災害補償法が適用されるため, 法律が適用となる制度は従前と変わらないものの,法定外の制度(職員住宅等)も含めて, その取扱いについて,検討を行う。

(7)人員管理

法人化後の職員については,県の定員管理から外れることになるが,法人が自律的な管理を行うに当たっては,中期目標や中期計画に則って法人独自の人員についての管理計画を策定する等,適切な管理に努める。

8 情報公開

情報公開

法人運営の透明性を高め,県民に対する説明責任を果たすため,中期目標や中期計画,評価結果のみならず,役員報酬や職員給与等の支給の基準,財務諸表等についても公表し,情報公開を推進するための方策について,検討を行う。

情報の公開に当たっては,個人情報保護の観点から運用基準を定める等,適切な措置を 講ずる。 法人設立までの概ねのスケジュールは下記のとおりとする。

【平成18年度】

平成 1 8 年 1 0 月 「宮城大学法人化推進会議」の設置 平成 1 9 年 3 月 「宮城大学の法人化基本方針」の策定

【平成19年度】

平成20年 2月 法人の定款案,評価委員会条例案を県議会へ上程

【平成20年度】

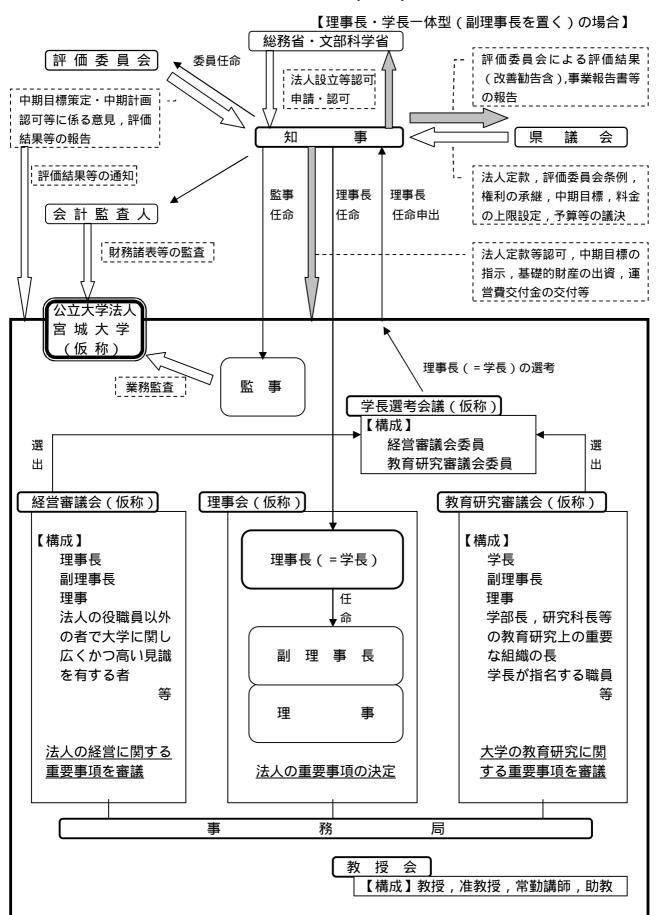
平成20年 4月 「公立大学法人宮城大学評価委員会(仮称)」の設置

平成20年11月 法人への権利の承継案等を県議会へ上程 平成21年 1月 法人設立認可申請(総務省及び文部科学省) 大学設置者変更認可申請(文部科学省)

【平成21年度】

平成21年 4月 「公立大学法人宮城大学(仮称)」の設立

公立大学法人宮城大学(仮称)の概要図



公立大学法人宮城大学(仮称)の概要図

